

札幌中央基署発 0210 第2号  
札幌東基署発 0210 第2号  
令和5年2月10日

団体各位

札幌中央労働基準監督署長  
(公印省略)  
札幌東労働基準監督署長  
(公印省略)

労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの適用について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令による改正後の労働安全衛生規則第577条の2第3項「がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの」を令和4年12月26日に告示し、令和5年4月1日から適用することとなりました。

労働安全衛生規則第577条の2第3項では、上記の化学物質を製造又は取り扱う業務に従事する労働者については、労働者のばく露状況、作業の概要等の記録を30年保存しなければならないとされています。

このため、傘下事業場及び関係労働者等に対し、その周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について(令和4年5月31日付け基発0531第9号)等の「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について」の内容については、次のQRコードから厚生労働省のホームページに掲載している通達及びパンフレットにて確認できます。



※ 別添参考資料

- ・別添1 条文(労働安全衛生規則第577条の2)
- ・別添2 告示概要
- ・別添3 作業記録等の30年保存対象となる化学物質一覧(R5.4.1適用分)
- ・別添4 作業記録等の30年保存対象となる化学物質一覧(R6.4.1適用分)
- ・別添5 労働安全衛生法の新たな化学物質規制(パンフレット)

【お問合せ先】

札幌中央労働基準監督署 安全衛生課  
電話 011(737)1192  
札幌東労働基準監督署 安全衛生課  
電話 011(894)2816

改正後

改正前

(ばく露の程度の低減等)  
 第五百七十七条の二 事業者は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場において、リスクアセスメントの結果等に基づき、労働者の健康障害を防止するため、代替物の使用、発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働、作業の方法の改善、有効な呼吸用保護具を使用させること等必要な措置を講ずることにより、リスクアセスメント対象物に労働者がばく露される程度を最小限度にしなければならない。

(新設)

2 事業者は、前項の規定により講じた措置について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けなければならない。

3 事業者は、次に掲げる事項(第三号については、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの(以下「がん原性物質」という。)を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に限る。)について、一年を超えない期間ごとに一回、定期に、記録を作成し、当該記録を三年間(第二号(リスクアセスメント対象物がん原性物質である場合に限る。)及び第三号については、三十年間)保存するとともに、第一号及び第四号の事項について、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。

- 一 第一項の規定により講じた措置の状況
  - 二 リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者のリスクアセスメント対象物のばく露の状況
  - 三 労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びにがん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
  - 四 前項の規定による関係労働者の意見の聴取状況
- 4 前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。
- 一 当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。
  - 二 書面を、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り

扱う業務に従事する労働者に交付すること。

三 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

第五百七十七条の三 事業者は、リスクアセスメント対象物以外の化学物質を製造し、又は取り扱う事業場において、リスクアセスメント対象物以外の化学物質に係る危険性又は有害性等の調査の結果等に基づき、労働者の健康障害を防止するため、代替物の使用、発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働、作業の方法の改善、有効な保護具を使用させること等必要な措置を講ずることにより、労働者がリスクアセスメント対象物以外の化学物質にばく露される程度を最小限度にするよう努めなければならない。

(皮膚障害等防止用の保護具)

第五百九十四条 事業者は、皮膚若しくは眼に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を備えなければならない。

2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具について、備えておくこと等によりこれらを使用することができるようにする必要がある旨を周知させなければならない。

第五百九十四条の二 事業者は、化学物質又は化学物質を含有する

(新設)

(皮膚障害等防止用の保護具)  
第五百九十四条 事業者は、皮膚に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具を備えなければならない。

2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具について、備えておくこと等によりこれらを使用することができるようにする必要がある旨を周知させなければならない。

(新設)

# 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある 物として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質）

## ○対象物質

労働安全衛生規則第34条の2の7第1項第1号に規定するリスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物<sup>※1</sup>であって、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの

ただし、以下のもの及び事業者が上記物質を臨時に取り扱う場合を除く

- ・エタノール<sup>※2</sup>
- ・特別管理物質<sup>※3</sup>

※1 国によるGHS分類（国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類方法に従って実施した分類）の結果、発がん性が区分1（区分1A又は区分1Bを含む）に分類されたもの。区分1は、ヒトに対する発がん性が知られている又はおそらく発がん性がある物質が分類される。

※2 エタノールは、国によるGHS分類で発がん性区分1Aとされているが、これはアルコール飲料として経口摂取した場合の健康有害性に基づくものであることを踏まえ、業務として大量のエタノールを経口摂取することは通常想定されないこと、疫学調査の文献からは業務起因性が不明であることから、対象から除外した。

※3 特定化学物質障害予防規則第38条の3に規定する特別管理物質をいう。特別管理物質は、特化則において作業記録簿等の記録の30年間保存の義務がすでに規定されており、二重規制を避けるため、対象から除外した。

## ○施行期日等

適用日：令和5年4月1日（注）

（注1）令和5年4月1日から適用される物質（約120物質）

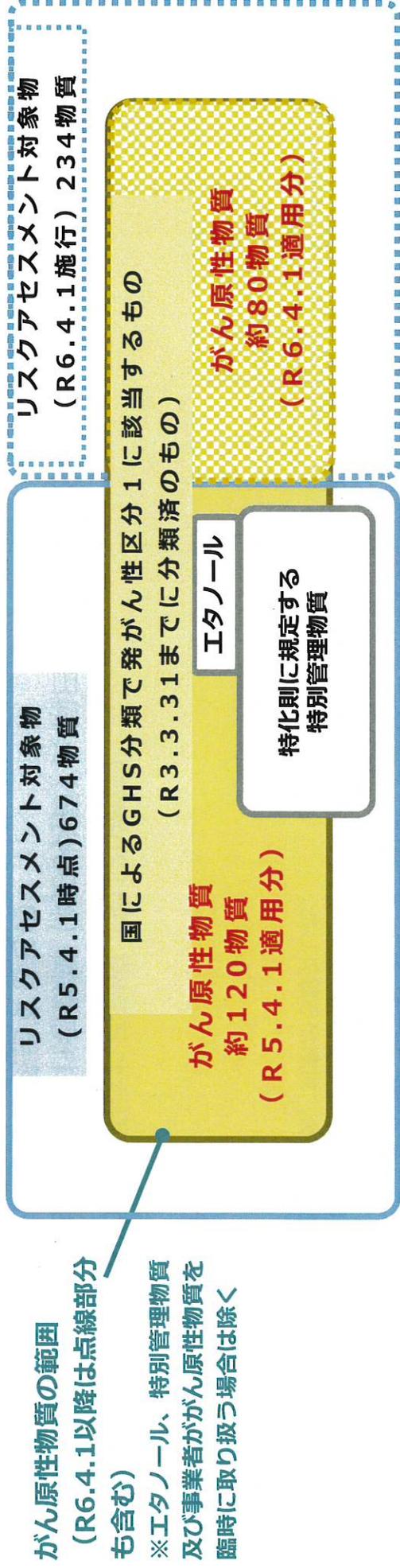
（注2）令和6年4月1日から適用される物質（約80物質）：同日にリスクアセスメント対象物として追加<sup>※4</sup>される物質のうち、発がん性区分1に該当するもの

※4 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第25号）の施行により追加されるリスクアセスメント対象物

※5 がん原性物質の対象物質の一覧は別添3のとおり。

※6 国によるGHS分類結果によって、発がん性区分1に該当するがん原性物質が追加・変更された場合、告示改正により、それら物質を順次追加していく。

# 年度別がん原性物質の範囲の拡大（イメージ図）



がん原性物質の範囲  
 (R6.4.1以降は点線部分  
 も含む)  
 ※エタノール、特別管理物質  
 及び事業者ががん原性物質を  
 臨時に取り扱う場合は除く

## (参照条文)

- 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）による改正後の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第577条の2（令和5年4月1日施行）（令和6年4月1日以降は第577条の2第11項）
    - 3 事業者は、次に掲げる事項（第三号については、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に限る。）について、一年を超えない期間ごとに一回、定期に、記録を作成し、当該記録を三年間（第二号（リスクアセスメント対象物）ががん原性物質である場合に限る。）及び第三号については、三十年間）保存するとともに、第一号及び第四号の事項について、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。
      - 一 第一項の規定により講じた措置の状況
      - 二 リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者のリスクアセスメント対象物のばく露の状況
      - 三 労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びにがん原性物質により著しく汚染される事象が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
      - 四 前項の規定による関係労働者の意見の聴取状況
- 第577条の2（令和6年4月1日施行）  
 5 事業者は、前二項の健康診断（以下この条において「リスクアセスメント対象物健康診断」という。）を行ったときは、リスクアセスメント対象物健康診断の結果に基づき、リスクアセスメント対象物健康診断個人票（様式第二十四号の二）を作成し、これを五年間（リスクアセスメント対象物健康診断に係るリスクアセスメント対象物がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）である場合は、三十年間）保存しなければならない。

# 労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年間保存の対象となる化学物質の一覧（令和5年4月1日適用分）

- ・労働安全衛生法第57条第1項の規定に基づきラベル表示、第57条の2第1項の規定に基づきSDS交付及び第57条の3第1項の規定に基づくリスクアセスメント対象物質（リスクアセスメント対象物質）のうち、作業記録等の30年間保存の対象となるがん原性物質の一覧は以下のとおりです。
- ・対象物質は、リスクアセスメント対象物質のうち、国が行う化学物質のGHS分類の結果、発がん性の区分が区分1（細区分の区分1A及び区分1Bを含む。）に該当する物であって、令和3年3月31日までの間に当該区分に該当すると分類されたものです（エタノール、特定化学物質障害予防規則（特化則）第38条の3に規定する特別管理物質は除く。）。ただし、事業者が、当該物質を臨時に取り扱う場合は、30年間保存の対象から除外されます。
- ※1 対象物質を労働安全衛生規則表第2に規定する通知の欄に記入する場合は、CAS登録番号ではなく、法令名称の物質名に該当するかどうかで行います。
- ※2 CAS登録番号（CAS RN）は参考として示したものです。対象物質の当否の判断は、CAS登録番号ではなく、法令名称の物質名に該当するかどうかで行います。
- ※3 特別管理物質については、特化則において作業記録等の30年間保存が既に義務付けられているため対象から除外したものです。特別管理物質は、引き続き特化則の規定に基づき適切に管理してください。

CAS RN	国によるGHS分類における化学物質の名称（GHS分類名称）	労働安全衛生法に基づき表示・通知及びリスクアセスメント対象物としての法令上の名称（法令名称）	発がん性区分	備考
50-29-3	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (DDT)	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (別名D DT)	区分1B	
50-32-8	ベンゾ[a]ピレン	ベンゾ[a]ピレン	区分1A	
51-79-6	ウレタン	ウレタン	区分1B	
58-89-9	1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン(リンデン)	1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名リンデン)	区分1A	
60-57-1	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8a-オクタヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン (別名: ディルドリン)	1, 2, 3, 4, 1, 0, 1, 0-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4 a, 5, 6, 7, 8 a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エント-5, 8-ジメタノナフタレン (別名ディルドリン)	区分1B	
62-75-9	N,N-ジメチルニトロソアミン	N, N-ジメチルニトロソアミン	区分1B	
63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル【カルバリル】	1-ナフチル-N-メチルカルバマート (別名カルバリル)	区分1B	
64-67-5	硫酸ジエチル	硫酸ジエチル	区分1B	
66-27-3	メタンスルホン酸メチル	メタンスルホン酸メチル	区分1B	
68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド	N, N-ジメチルホルムアミド	区分1B	
71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	1, 1, 1-トリクロロエタン	区分1B	
75-02-5	弗化ビニル	弗化ビニル	区分1B	
75-07-0	アセトアルデヒド	アセトアルデヒド	区分1B	
77-78-1	硫酸ジメチル	硫酸ジメチル	区分1B	
79-06-1	アクリルアミド	アクリルアミド	区分1B	
79-44-7	ジメチルカルバモイルクロリド	ジメチルカルバモイルクロリド	区分1B	
79-46-9	2-ニトロプロパン	2-ニトロプロパン	区分1B	
87-86-5	ペンタクロロフェノール	ペンタクロロフェノール (別名PCP) 及びそのナトリウム塩	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
88-72-2	2-ニトロトルエン	ニトロトルエン	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
92-52-4	ピフェニル	ピフェニル	区分1B	
95-69-2	4-クロロ-オルト-トルイジン	4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩	区分1B	塩酸塩はCAS RN 3165-93-3参照
95-80-7	2,4-トルエンジアミン (別名: 2,4-ジアミノトルエン)	2, 4-ジアミノトルエン	区分1B	
96-09-3	フェニルオキシラン (別名: スチレンオキシド)	フェニルオキシラン	区分1B	
96-18-4	1,2,3-トリクロロプロパン	1, 2, 3-トリクロロプロパン	区分1B	
96-33-3	アクリル酸メチル	アクリル酸メチル	区分1B	

令和5年1月5日更新

労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年間保存の対象となる化学物質の一覧（令和5年4月1日適用分）

CAS RN	国によるGHS分類における化学物質の名称（GHS分類名称）	労働安全衛生法に基づき表示・通知及びリスクアセスメント対象物としての法令上の名称（法令名称）	発がん性区分	備考
97-56-3	2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン (別名：2-アミノアノトルエン)	2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン	区分1B	
98-07-7	ベンジリジン=トリクロリド	ベンゾトリクロリド	区分1B	
98-87-3	ベンジリデン=ジクロリド	アルファ、アルファ-ジクロロトルエン	区分1B	
100-44-7	塩化ベンジル	塩化ベンジル	区分1B	
100-63-0	フェニルヒドラジン	フェニルヒドラジン	区分1B	
101-77-9	4,4'-メチレンジアニン	4,4'-メチレンジアニン	区分1B	
101-80-4	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	区分1B	
106-89-8	2-(クロロメチル)オキラン (別名：エビクロロヒドリン)	エビクロロヒドリン	区分1B	
106-93-4	1,2-ジプロモエタン【EDB】	1,2-ジプロモエタン (別名EDB)	区分1B	
106-99-0	1,3-ブタジエン	1,3-ブタジエン	区分1A	
107-13-1	アクリロニトリル	アクリロニトリル	区分1B	
108-05-4	酢酸ビニル	酢酸ビニル	区分1B	
116-14-3	テトラフルオロエチレン	テトラフルオロエチレン	区分1B	
118-96-7	2,4,6-トリニトロトルエン	トリニトロトルエン	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
121-14-2	2,4-ジニトロトルエン	2,4-ジニトロトルエン	区分1B	
121-75-5	ジチオリル酸O,0-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル (別名：マラチオン)	ジチオリル酸O,0-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル (別名マラチオン)	区分1B	
126-72-7	りん酸トリス(2,3-ジプロポプロピル)	りん酸トリス(2,3-ジプロポプロピル)	区分1B	
127-19-5	N,N-ジメチルアセトアミド	N,N-ジメチルアセトアミド	区分1B	
205-99-2	ベンゾ[e]フルオラゼン	ベンゾ[e]フルオラゼン	区分1B	
302-01-2	ヒドラジン	ヒドラジン	区分1B	
309-00-2	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキノ-1,4-エンド-5,8-ジメタノフタレン (別名：アルドリン)	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキノ-1,4-エンド-5,8-ジメタノフタレン (別名アルドリン)	区分1B	
334-88-3	ジアゾメタン	ジアゾメタン	区分1B	
409-21-2	炭化けい素ウィスカー	炭化けい素	区分1B	
409-21-2	炭化けい素	炭化けい素	区分1B	
505-60-2	ビス(2-クロロエチル)スルフィド (別名：マスタードガス)	ビス(2-クロロエチル)スルフィド (別名マスタードガス)	区分1A	
513-78-0	炭酸カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
540-73-8	1,2-ジメチルヒドラジン	ジメチルヒドラジン	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
542-83-6	シアン化カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
543-90-8	酢酸カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
556-52-5	2,3-エポキシ-1-プロパノール	2,3-エポキシ-1-プロパノール	区分1B	
592-05-2	シアン化鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象

労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年間保存の対象となる化学物質の一覧（令和5年4月1日適用分）

CAS RN	国によるGHS分類における化学物質の名称（GHS分類名称）	労働安全衛生法に基づき表示・通知及びリスクアセスメント対象物としての法令上の名称（法令名称）	発がん性区分	備考
593-60-2	プロモエチレン	プロモエチレン	区分1B	
598-63-0	炭酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
615-05-4	2, 4-ジアミノアニソール	2, 4-ジアミノアニソール	区分1B	
764-41-0	1,4-ジクロロ-2-アブテン	1, 4-ジクロロ-2-アブテン	区分1B	
838-88-0	4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン（別名：4,4'-メチレンジ-0,0'-トルイジン、4,4'-メチレンビス（2-メチルアニリン））	4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン	区分1B	
1072-35-1	ステアリン酸鉛	ステアリン酸鉛	区分1B	
1120-71-4	1, 2-オキサチオラン=2, 2-ジオキンド（別名：1,3-プロパンスルトン）	1, 3-プロパンスルトン	区分1B	
1303-00-0	ヒ化ガリウム（別名：ガリウムヒ素）	砒素及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象 ※「砒素及びその化合物」のうち、アルシン及び砒化ガリウム以外の物質は特別管理物質に該当
1306-19-0	酸化カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
1306-23-6	硫化カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
1317-95-9	結晶シリカ（トリポリ）	結晶シリカ	区分1A	
1335-32-6	塩基性酢酸鉛	酢酸鉛、鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象 ※塩基性酢酸鉛は、酢酸鉛と水酸化鉛の複合化合物
1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル	塩素化ビフェニル（別名PCB）	区分1B	
353469-21-9	11097-69-1	二塩基性亜リン酸鉛	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
1746-01-6	2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-1,4-ジオキシン	2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ-1, 4-ジオキシン	区分1A	
2223-93-0	ステアリン酸カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
2425-06-1	N-(1,1,2,2-テトラクロロエチルチオ)-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド【キヤブタフォル】	N-(1, 1, 2, 2-テトラクロロエチルチオ)-1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド（別名キヤブタフォル）	区分1B	
2426-08-6	ノルマル-ブチル=2,3-エポキシプロピルエーテル	ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	区分1B	
2605-44-9	ラウリン酸カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
3165-93-3	4-クロロ-2-メチルアニリン塩酸塩	4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象 フリー体はCAS RN 95-69-2参照
7440-43-9	カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
7446-14-2	硫酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
7631-86-9	シリカ（結晶質、非晶質を含まない二酸化ケイ素）	結晶シリカ	区分1A	結晶シリカを0.1%以上含有する物のみが対象。 非晶質シリカは対象外。

労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年間保存の対象となる化学物質の一覧（令和5年4月1日適用分）

CAS RN	国によるGHS分類における化学物質の名称（GHS分類名称）	労働安全衛生法に基づく表示・通知及びリスクアセスメント対象物としての法令上の名称（法令名称）	発がん性区分	備考
7783-46-2	フッ化鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
7784-42-1	アルジン（ヒ化水素）	砒素及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象 ※「砒素及びその化合物」のうち、アルジン及び吡化ガリウム以外の物質は特別管理物質に該当
7789-42-6	臭化カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
7790-78-5	塩化カドミウム（5/2水塩）	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
7790-80-9	ヨウ化カドミウム（11）	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
7790-84-3	硫酸カドミウム（8水塩）	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
7803-57-8	ヒドラジーン-水和物	ヒドラジーン-水和物	区分1B	
8001-58-9	クレオソート油	クレオソート油	区分1B	
8002-05-				
9,8012-95-				
1,64741-88-				
4,64741-97-	ニュート랄潤滑油用基油	鉱油	区分1A	未精製油又は軽度処理油が対象。 高度精製油は対象外。
5,72623-86-				
0,72623-87-1				
10022-68-1	硝酸カドミウム・四水和物	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
10099-76-0	ケイ酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
10108-64-2	塩化カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
10124-36-4	硫酸カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
10325-94-7	硝酸カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
12013-69-3	鉛酸カルシウム	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
12060-00-3	チタン酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
12202-17-4	三塩基性硫酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
12214-12-9	硒-セレン化カドミウム	カドミウム及びその化合物、セレン及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
12510-42-8	エリオナイト	エリオナイト	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象

労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年間保存の対象となる化学物質の一覧（令和5年4月1日適用分）

CAS RN	国によるGHS分類における化学物質の名称（GHS分類名称）	労働安全衛生法に基づく表示・通知及びリスクアセスメント対象物としての法令上の名称（法令名称）	発がん性 区分	備考
13424-46-9	アジ化鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	
13510-89-9	アンチモン酸鉛	アンチモン及びその化合物、鉛及びその無機化合物	区分1B	
13654-09-6	十臭化ビフェニル【ポリ臭化ビフェニル】	臭素化ビフェニル	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
13814-96-5	ビス(テトラフルオロホウ酸)鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	
14464-46-1	結晶シリカ(クリストパライト)	結晶シリカ	区分1A	
14720-53-7	ホウ酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	
14808-60-7	結晶シリカ(石英)	結晶シリカ	区分1A	
15468-32-3	結晶シリカ(トリジマイト)	結晶シリカ	区分1A	
16071-86-6	{5-[4'-(2,6-ヒドロキシ-3-(2-ヒドロキシ-5-スルホフェニル)アゾ)フェニル]アゾ}(1,1'-ビフェニル)-4-イル]アゾ}サルシラト(4-)}銅(2-)}ニナトリウム塩(別名C1ダイレクトブラウン95)	銅及びその化合物	区分1B	
19783-14-3	水酸化鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	
21041-95-2	水酸化カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
25321-14-6	ジニトロトルエン(異性体混合物)	2,4-ジニトロトルエン	区分1B	2,4-体を0.1%以上含有する物のみが対象
25808-74-6	ケイフッ化鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	
27858-07-7	八臭化ビフェニル【ポリ臭化ビフェニル】	臭素化ビフェニル	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
28407-37-6	3,3'-[(3,3'-ジメトキシ-1,1'-ビフェニル-4,4'-ジイル)ビス(アゾ)]ビス(5-アミノ-4-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジルスルホン酸)二銅(II)四ナトリウム(別名C1ダイレクトアル-218)	銅及びその化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
36355-01-8	六臭化ビフェニル【ポリ臭化ビフェニル】	臭素化ビフェニル	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
56189-09-4	二塩基性ステアリン酸鉛	ステアリン酸鉛	区分1B	
57044-25-4	R-2,3-エポキシ-1-プロパノール	2,3-エポキシ-1-プロパノール	区分1B	光学異性を限定しないものはCAS RN 556-52-5参照
59536-65-1,67774-32-7	ポリ臭化ビフェニル(FireMaster BP-6(臭素数5-7のポリ臭化ビフェニルの混合物)及びFireMaster FF-1(FireMaster BP-6に2%のCalcium polysilicateを添加(anti-caking)))	臭素化ビフェニル	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
61789-28-4	クレオソートオイル	クレオソート油	区分1B	
61790-63-2	珪藻土(結晶シリカ含有率0.1%以上のもの)	結晶シリカ	区分1A	珪藻土そのものは対象ではなく、結晶シリカを0.1%以上含有する物のみが対象。非晶シリカは対象外。
64742-52-5	石油留分	※	区分1A	成分として他のがん原性物質を0.1%以上含有する物のみが対象
68308-34-9	けつ岩油	けつ岩油	区分1A	
90583-37-2	二塩基性亜硫酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象

労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年間保存の対象となる化学物質の一覧（令和6年4月1日適用分）

・労働安全衛生法第57条第1項の規定に基づくラベル表示、第57条の2第1項の規定に基づくSDS交付及び第57条の3第1項の規定に基づくリスクアセスメントの義務対象物質（リスクアセスメント対象物）のうち、作業記録等の30年間保存の対象となるがん原性物質の一覧は以下のとおりです。

・対象物質は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質のGHS分類の結果、発がん性の区分が区分1（細区分の区分1A及び区分1Bを含む。）に該当する物であって、令和3年3月31日までの間に当該区分において当該区分に該当すると分類されたものです（エタノール、特定化学物質障害予防規則（特化則）第38条の3に規定する特別管理物質は除く。）。ただし、事業者が、当該物質を臨時に取り扱う場合は、30年間保存の対象から除外されます。

※1 対象物質を労働安全衛生規則別表第2に規定する通知の届出範囲以上含むものが対象となります。ただし、対象物質の範囲に限定があるものについては、備考欄に記載されています。

※2 CAS登録番号（CAS RN）は参考として示したものです。対象物質の当否の判断は、CAS登録番号ではなく、法令名称の物質名に該当するか否かで行います。

※3 特別管理物質については、特化則において作業記録等の30年間保存が既に義務付けられているため対象から除外したものです。特別管理物質は、引き続き特化則の規定に基づき適切に管理してください。

CAS RN	国によるGHS分類における化学物質の名称（GHS分類名称）	労働安全衛生法に基づく表示・通知及びリスクアセスメント対象物としての法令上の名称（法令名称）	発がん性区分	備考
50-18-0	シクロホスファミド無水物	シクロホスファミド及びその一水和物	区分1A	一水和物はCAS RN 6055-19-2参照
51-75-2	ビス(2-クロロエチル)メチルアミン(ナイトロジェンマスタード)	ビス(2-クロロエチル)メチルアミン(別名HN2)	区分1B	
52-24-4	チオテパ	トリエチレンチオホスホルアミド(別名チオテパ)	区分1A	
53-16-7	1,3,5(10)エストラトリエン-3-オール-17-オン(別名:エストロン)	3-ヒドロキシ-1, 3, 5(10)-エストラトリエン-17-オン(別名エストロン)	区分1A	
53-70-3	ジベンゾ[a,h]アントラセン	ジベンゾ[a, h]アントラセン(別名1, 2:5, 6-ジベンゾアントラセン)	区分1B	
55-18-5	N-ニトロジエチルアミン	N, N-ジエチル亜硝酸アミド	区分1B	
55-98-1	アスルファン	アズン-1, 4-ジイル=ジメタンスルホナート	区分1A	
56-53-1	ジエチルスチルベストロール	ジエチルスチルベストロール(別名スチルベストロール)	区分1A	
56-75-7	2, 2-ジクロロ-N-[2-ヒドロキシ-1-(ヒドロキシメチル)-2-(4-ニトロフェニル)エチル]アセトアミド(別名:クロラムフェニコール)	2, 2-ジクロロ-N-[2-ヒドロキシ-1-(ヒドロキシメチル)-2-(4-ニトロフェニル)エチル]アセトアミド(別名クロラムフェニコール)	区分1B	
62-44-2	4'-エトキシアセトニリド	パラ-エトキシアセトニリド(別名フェナセチン)	区分1A	
70-25-7	N-メチル-N'-ニトロ-N-ニトログアニジン	N-メチル-N'-ニトロ-N-ニトログアニジン	区分1B	
72-54-8	1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(別名:p,p'-DDD)	4, 4'-(2, 2-ジクロロエタン-1, 1-ジイル)ジ(クロロベンゼン)	区分1B	
72-55-9	1,1-ビス(4-クロロフェニル)-2,2-ジクロロエタン(別名:p,p'-DDE)	4, 4'-(2, 2-ジクロロエタン-1, 1-ジイル)ジ(クロロベンゼン)	区分1B	
75-87-6	トリクロロアセトアルデヒド【クロラール】	トリクロロアセトアルデヒド(別名クロラール)	区分1B	
79-94-7	テトラプロモビスフェノールA	2, 2-ビス(4'-ハイドロキシ-3', 5'-ジプロモフェニル)プロパン	区分1B	
88-73-3	オルト-ニトロクロロベンゼン	2-クロロニトロベンゼン	区分1B	
89-61-2	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	区分1B	
91-22-5	キノリン	キノリン及びその塩酸塩	区分1B	塩酸塩はCAS RN 530-64-3参照
93-15-2	4-アリル-1,2-ジメトキシベンゼン	4-アリル-1, 2-ジメトキシベンゼン	区分1B	
98-56-6	p-クロロ-α, α, α-トリフルオロトルエン	パラ-クロロ-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロトルエン	区分1B	
100-17-4	パラ-メトキシニトロベンゼン(別名:パラ-ニトロアニソール)	パラ-メトキシニトロベンゼン	区分1B	
101-61-1	4,4'-メチレンビス(N,N-ジメチルアニリン)	4, 4'-メチレンビス(N, N-ジメチルアニリン)	区分1B	
106-91-2	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル	区分1B	
120-12-7	アントラセン	アントラセン	区分1B	

令和4年12月26日現在

労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年間保存の対象となる化学物質の一覧（令和6年4月1日適用分）

CAS RN	国によるGHS分類における化学物質の名称（GHS分類名称）	労働安全衛生法に基づき表示・通知及びリスクアセスメント対象物としての法令上の名称（法令名称）	発がん性 区分	備考
132-32-1	3-アミノ-N-エチルカルバゾール	3-アミノ-N-エチルカルバゾール	区分1B	
135-20-6	アンモニウムN-ニトロフェニルヒドロキシルアミン（別名：カプフェロン）	N-ニトロフェニルヒドロキシルアミンアンモニウム塩	区分1B	
148-82-3	メルファラン	(S)-2-アミノ-3-[4-[ビス(2-クロロエチル)アミノ]フェニル]プロパン酸（別名メルファラン）	区分1A	
149-30-4	2-メルカプトベンゾチアゾール	2-メルカプトベンゾチアゾール	区分1B	
154-93-8	1,3-ビス(2-クロロエチル)-1-ニトロソ尿素（別名カルムスチン）	N,N'-ビス(2-クロロエチル)-N-ニトロソ尿素	区分1B	
224-42-0	ジベンゾ[a,j]アクリジン	ジベンゾ[a,j]アクリジン	区分1B	
298-81-7	9-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン（別名：8-メトキシゾラレン）	9-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン	区分1A	
302-17-0	抱水クロール	2,2,2-トリクロロ-1,1-エタンジオール（別名抱水クロール）	区分1B	
305-03-3	クロラムブシル	4-[4-[ビス(2-クロロエチル)アミノ]フェニル]ブタン酸	区分1A	
320-67-2	5-アザシチジン	4-アミノ-1-ベータ-D-リボフラノシル-1,3,5-トリアジン-2(1H)-オン	区分1B	
446-86-6	アザチオプリン	アザチオプリン	区分1A	
484-20-8	4-メトキシフロ[3,2-g]クロメン-7-オン（別名ベルガテン）	4-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン	区分1B	
494-03-1	N,N-ビス(2-クロロエチル)-2-ナフチルアミン	N,N-ビス(2-クロロエチル)-2-ナフチルアミン	区分1A	
530-64-3	キノリン塩酸塩	キノリン及びその塩酸塩	区分1B	フリー体はCAS RN 91-22-5参照
541-09-3	酢酸ウラン	二酢酸ジオキシドウラン(VI)及びその二水和物	区分1A	二水和物はCAS RN 6159-44-0参照
548-62-9	[4-[ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン]-2,5-シクロヘキサジェン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド（別名：Clベシシクバイオレット3、クリスタルバイオレット）	ヘキサメチルバラローズアズアニリンクロリド（別名クリスタルバイオレット）	区分1B	
606-20-2	2,6-ジニトロトルエン	2,6-ジニトロトルエン	区分1B	
611-06-3	2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン（別名：1-クロロ-2-ニトロベンゼン）	2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	区分1B	
684-93-5	N-メチル-N-ニトロソ尿素	N-メチル-N-ニトロソ尿素	区分1B	
759-73-9	N-エチル-N-ニトロソ尿素	N-エチル-N-ニトロソ尿素	区分1B	
1402-68-2	アフラトキシン	アフラトキシン	区分1A	
1937-37-7	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-[2,4-ジアミノフェニルアゾ]-1,1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2,7-ナフトレニジルスルホナート【C.1.ダイレクトブラック38】	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-[2,4-ジアミノフェニルアゾ]-1,1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2,7-ナフトレニジルスルホナート（別名C1ダイレクトブラック38）	区分1A	
2040-52-0	シュウ酸トリウム	トリウム=ビス(エタンジオアート)	区分1B	
2602-46-2	6,6'-[ピフェニル-4,4'-ジイルビスアゾ]ビス(4-アミノ-5-ヒドロキシ-2,7-ナフトレニジルスルホン酸二ナトリウム)（別名ダイレクトブルー-6）	四ナトリウム=6,6'-[[[1,1'-ビフェニル]-4,4'-ジイル]ビス(ジアゼニル)]ビス(4-アミノ-5-ヒドロキシナフトレニジ-2,7-ジスルホナート)	区分1B	
2610-05-1	6,6'-[(3,3'-ジメチル-4,4'-ビフェニレン)ビスアゾ]ビス(4-アミノ-5-ヒドロキシ-1,3-ナフトレニジルスルホン酸二ナトリウム)（別名C1ダイレクトブルー-1）	四ナトリウム=6,6'-[[[3,3'-ジメチル-1,1'-ビフェニル]-4,4'-ジイル]ビス(ジアゼニル)]ビス(4-アミノ-5-ヒドロキシナフトレニジ-1,3-ジスルホナート)	区分1B	
5216-25-1	p-(トリクロロメチル)クロロベンゼン（別名p-クロロベンゾトリクロリド）	1-クロロ-4-(トリクロロメチル)ベンゼン	区分1B	
5522-43-0	1-ニトロピレン	1-ニトロピレン	区分1B	
5694-00-8	グリジドアミド	オキシラン-2-カルボキサミド	区分1B	
6055-19-2	シクロホスファミド-水和物	シクロホスファミド及びその一水和物	区分1A	無水物はCAS RN 50-18-0参照



労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年間保存の対象となる化学物質の一覧（令和6年4月1日適用分）

CAS RN	国によるGHS分類における化学物質の名称（GHS分類名称）	労働安全衛生法に基づき表示・通知及びリスクアセスメント対象物としての法令上の名称（法令名称）	発がん性区分	備考
71133-14-7	プロモジクロロ酢酸	プロモジクロロ酢酸	区分1B	
79217-60-0	シクロステポリン	シクロステポリン	区分1A	
	ダイオキシン類	ダイオキシン類（塩素化ビフェニル（別名PCB）に該当するものを除く。）	区分1A	
	フッ素エチレン四石	フッ素エチレン四石	区分1A	